

入札公告

下記の工事について、条件付一般競争入札（事前審査方式）を行いますので、志摩市契約規則（平成16年志摩市規則第69号。以下「規則」という。）第4条の規定により公告します。

平成24年11月6日

志摩市長 大口秀和

1. 工事概要等

(1) 施工年度	平成24・25年度（継続工事）
(2) 工事番号及び工事名	志摩市火葬場建設事業電気設備工事
(3) 工事場所	三重県志摩市磯部町三ヶ所地内
(4) 工事概要	新火葬場電気設備工事：一式
(5) 工事期間	市議会議決の日から平成26年3月20日まで。
(6) 予定価格(入札書比較価格)	199,700,000円（消費税及び地方消費税を除く）
(7) 最低制限価格	本工事は、規則第8条による最低制限価格を設定するものとし、その取り扱いは、「志摩市発注工事に係る最低制限価格の運用基準」によるものとします。
(8) 競争参加資格事前審査方式	当該工事は、入札参加希望者の競争入札参加資格を入札前に確認する事前審査方式の対象工事です。

2. 特定建設工事共同企業体の構成に関する事項

特定建設工事共同企業体は次に掲げる条件をすべて満たすものとします。

- (1) 特定建設工事共同企業体の構成員数は2社とします。
- (2) 特定建設工事共同企業体の構成員の出資比率は30%以上とします。
- (3) 特定建設工事共同企業体の代表者となる構成員は、構成員のうちで施工能力及び出資比率が最大の者であること。
- (4) その他の事項は、志摩市特定建設工事共同企業体取扱要綱(平成20年志摩市告示第35号。以下「取扱要綱」という。)によるものとします。

3. 入札参加資格に関する事項

本工事の入札に参加できる者は、特定建設工事共同企業体の構成員全員が、公告日から落札決定までの期間中、次に掲げる条件をすべて満たした特定建設工事共同企業体とします。ただし、(3)(4)及び(8)については、各条件に定めるとおりとします。

(1) 建設業許可	ア．特定建設工事共同企業体の代表者となる者 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条の規定による「電気工事」の特定建設業の許可を受けた者であること。 イ．特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条の規定による「電気工事」の特定又は一般建設業の許可を受けた者であること。
(2) 欠格事項	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
(3) 地域要件、経審等	法第27条の23の規定による経営事項審査を受審し、かつ有効期限内である者のうち、次の基準をすべて満たす者であること。 ア．特定建設工事共同企業体の代表者となる者 【地域要件】

	<p>三重県内に本店、支店又は営業所等を有する者</p> <p>【経審総合評定値】 経営事項審査結果(審査基準日が平成22年10月1日から平成23年9月30日までの間とします。ただし、この期間に受審された経審がない場合は直近のもので可とします。)の電気工事の総合評定値が900点以上である者</p> <p>【工事施工実績】 平成9年度以降(過去15年間)にS、RC造又はSRC造の延床面積1,000㎡以上の建築工事に付随する電気工事の元請け(単独又は共同企業体の構成員(出資比率20%以上のものに限り)以下同じ。)として、国(独立行政法人、公団、事業団等その他政令で定める法人を含む。)都道府県、市町村等(コリズ登録された公益法人等を含む。)又はコリズ登録された公益民間企業(交通(鉄道、空港)資源・エネルギー(電気、ガス、石油)通信会社等)発注の電気工事の施工実績を有する者</p> <p>イ. 特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員となる者</p> <p>【地域要件】 志摩市内に本店を有する者</p> <p>【格付け】 平成24年度 志摩市建設工事発注標準における電気工事の格付けがAランクの者</p> <p>【工事施工実績】 平成9年度以降(過去15年間)に建築工事に付随する電気工事の元請け(単独又は共同企業体の構成員(出資比率20%以上のものに限り)以下同じ。)又は下請けとして電気工事の施工実績を有する者</p>
(4) 名簿登録	<p>平成24年度の志摩市の競争入札資格者名簿(建設工事)において、電気工事業を希望業種として登録されている者であること。</p> <p>ただし、平成24年11月1日以前で登録されていること。</p>
(5) 指名停止	<p>志摩市建設工事等指名停止措置要綱(平成20年志摩市告示第34号。以下「指名停止措置要綱」という。)による指名停止を受けている期間中でない者であること。</p> <p>及び三重県より資格(指名)停止を受けている期間中でない者であること。</p>
(6) 経営状況	<p>手形交換所により取引停止処分を受ける等、経営状態が著しく不健全な者でないこと。</p>
(7) 再審査認定	<p>会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく会社更生手続き開始若しくは更正手続き開始の申立てがなされている場合、又は、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始若しくは再生手続き開始の申立てがなされている場合にあっては、一般(指名)競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けている者であること。</p>
(8) 配置技術者の資格等	<p>特定建設工事共同企業体の各構成員が、次の基準をすべて満たす技術者を入札日の前日までに本件工事に専任で配置できる者であること。ただし、条件付一般競争入札参加資格申請日において、配置予定技術者が他工事に従事しており、その工事</p>

	<p>が未竣工である場合は、併せて誓約書を提出すること。</p> <p>配置技術者の配置基準については、法及び本公告に定めるもののほか「志摩市発注工事における配置技術者等の取り扱いについて（平成23年10月1日）」に準じます。</p> <p>ア．共同企業体の代表者にあつては、1級電気工事施工管理技士と同等以上の資格（平成24年度志摩市建設工事発注標準技術者区分表における電気工事1級技術者）を有する者。</p> <p>イ．共同企業体の代表者以外の構成員にあつては、2級電気工事施工管理技士と同等以上の資格（平成24年度志摩市建設工事発注標準技術者区分表における電気工事1級技術者又は2級技術者）を有する者。</p> <p>ウ．共同企業体の代表者にあつては、平成9年度以降（過去15年間）に建築工事に付随する電気工事の元請けとして（3）のアの に定める本工事と同種工事において、主任若しくは監理技術者又は現場代理人としての施工経験を有する者。</p> <p>「主任若しくは監理技術者」としての実績とは、少なくとも対象となる工事の契約日から完成日までの期間において、完成日を含む2分の1以上の連続した期間に従事した実績をいいます。また、「現場代理人」としての実績とは、その工事の主任技術者として求められていた資格を有し、かつ、全工事期間中、工事に従事した現場代理人（コリンズに登録されていた者に限り）としての実績をいいます。</p> <p>エ．共同企業体の代表者にあつては、配置技術者は、電気工事に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者。</p> <p>オ．本工事の入札参加資格申請期間最終日に3か月以上の恒常的な雇用関係にある者。ただし、合併、営業譲渡又は会社分割による所属企業の変更があった場合、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、3か月に満たない場合であっても恒常的な雇用関係にあるものとみなす。</p> <p>カ．本件工事の設計業務の受託者、又は受託者と資本若しくは人事面において関係がある者でないこと。</p> <p>受託者：(株)内藤建築事務所</p> <p>キ．配置技術者は原則として志摩市に登録された技術者とする。【志摩市に本店を有する者のみ】</p>
(9) 現場代理人	<p>現場代理人は原則として工事現場に常駐することとし、配置については「志摩市発注工事における配置技術者等の取り扱いについて（平成23年10月1日）」に準じます。</p> <p>なお、現場代理人は特定建設工事共同企業体の代表者から配置することとします。</p>

4. 入札手続等

(1) 入札参加資格の確認

入札参加希望者は、特定建設工事共同企業体を自主的に結成し、条件付一般競争入札参加資格申請書【様式-1】(以下「申請書」という。)及び以下の添付書類を書面により各1部提出して、入札参加資格の確認を受けなければなりません。

提出書類の様式は、志摩市ホームページの入札情報からダウンロードするか、本公告に添

付のものを使用してください。

志摩市ホームページ (<http://www.city.shima.mie.jp/>)

なお、次のイに定める期間内に申請書及び添付書類を提出しない者、又は、入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができません。

ア 添付書類

建設業許可証明書等の写し	3の(1)で定めた各構成員の建設業許可を示した書類 (有効期限の確認できるもの。)
経営事項審査結果通知の写し	各構成員の申請書提出日において有効期限内である結果通知の写し。代表者においては、3の(3)のアの で定めた総合評定値を示した結果通知の写し。
同種工事の施工実績届出書【様式1-1】及び添付書類	代表者にあつては3の(3)のアの で、代表者以外の構成員にあつては3の(3)のイの で定めた施工実績を示した書類
配置予定技術者等の届出書【様式1-2】及び添付書類	3の(8)で定めた配置予定技術者を示す書類
配置予定技術者の資格・工事経歴届出書【様式1-3】及び添付書類	3の(8)で定めた配置予定技術者の資格・工事経歴を示す書類
取扱要綱で定める特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書【様式-2】	
取扱要綱で定める特定建設工事共同企業体協定書の写し【様式-3】	
取扱要綱で定める使用印鑑届【様式-4】	
取扱要綱で定める委任状【様式-5】	
営業所等の専任技術者証明書の写し	代表者の営業所専任技術者(本社、支社、営業所等を問わずすべての専任技術者)を確認できる書類(専任技術者証明書等で直近のもの)も添付すること。

イ 受付(申請書及び添付書類)

提出期間	平成24年11月5日(月)から同年11月15日(木)までの午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時の間、及び志摩市の休日を守る条例(平成16年志摩市条例第2号。)第1条第1項各号に定める休日(以下「市の休日」という。)を除きます。)
提出場所	三重県志摩市阿児町鵜方3098番地22 志摩市役所 生活環境部 美化衛生課[市役所2階] 電話 0599-44-0229
提出方法	申請書及び添付書類は持参するものとし、郵送又は電送(FAX)によるものは受けません。

(2) 添付書類の内容

同種工事の施工実績届出書【様式1-1】

平成9年度以降(過去15年間)に本件工事と同種工事を完成し、かつ引渡し済んでいる工事を記載すること。なお、記載した工事に係る(当初、変更)契約書の写し、工事完成を証する書類(竣工登録工事カルテ受領書、登録確認書又は工事完成認定書等の写し)及び工事内容の確認ができる書類を添付すること。

平成9年度以降(過去15年間)の施工実績とは、平成9年4月1日から平成24年3月31日までに完成・引渡しを受けたものとする。

配置予定技術者等の届出書【様式1-2】

配置予定の技術者の有している資格を証する書類の写しを添付すること。なお、監理技術者にあつては監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写しを添付すること。

また、配置予定技術者が本件の申請書の申請期間最終日以前3か月以上の恒常的な雇用関係にあることを証する書類(監理技術者資格者証の写し、又は事業所名と雇用期間が明記されている健康保険被保険者証の写し等)も添付すること。

なお、複数の配置予定技術者を申請することができますが、配置予定技術者1人につき、1部の書類を作成すること。(複数の技術者を申請した場合でも、落札後の配置技術者は1人となります。)

配置予定技術者の資格及び工事経歴届出書【様式1-3】

配置予定技術者の資格、経歴、平成9年度以降(過去15年間)の同種の工事の経験を記載すること。なお、複数の配置予定技術者を申請することができますが、配置予定技術者1人につき、1部の書類を作成すること。(複数の技術者を申請した場合でも、落札後の配置技術者は1人となります。)

同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合(志摩市発注工事以外を含む)において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置できなくなった場合は当入札に参加してはならない。また、申請書を提出した者は、直ちに当該申請の取下げを行うこと。他の工事を落札したにも関わらず入札をした場合においては、指名停止措置要綱に基づく指名停止を行う場合があります。

(3)3の(8)のホに定める本工事の設計業務の受託者、又は受託者と資本若しくは人事面において関係がある建設業者とは、次の各号に該当する者とします。

ア 本件工事の設計業務の受託者

(株)内藤建築事務所

イ 受託者と資本若しくは人事面において関係がある建設業者に該当する者

アに掲げる受託者の発行済株式総数の50%を超える株式を保有し、又はその出資の総額の50%を超える出資をしている建設業者

建設業者の代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

(4)入札参加資格の審査結果は、平成24年11月27日(火)に発送します。

(5)入札参加資格確認申請書にかかる注意事項

ア 申請書及び添付書類の作成に係る費用は、申請者の負担とします。

イ 提出された添付書類は、本工事の入札参加資格の確認に使用する以外は、無断で他の資料として使用しません。

ウ 提出された申請書及び添付書類は返却しません。

エ 提出期限以降における申請書又は添付書類の差替え及び再提出は認めません。(ただし、資格審査時に内容確認ができない等の理由により追加資料や再提出を求められた場合を除く。)

オ 申請書及び添付書類の提出に関する問い合わせは、4の(1)のイの の場所とします。

(6)入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

入札参加資格がないと認められた者は、入札参加資格がないと認められた理由について、次のとおり説明を求めることができます。

ア 提出期間	入札参加資格がないと認められた通知を受領した日から平成24年11月29日(木)までの午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時の間、及び市の休日を除きます。)
イ 提出場所	三重県志摩市阿児町鷺方3098番地22 志摩市役所 生活環境部 美化衛生課[市役所2階] 電話 0599-44-0229
ウ 提出方法	説明を求める旨を記載した書面を提出して行うものとします。なお、書面(様式は任意)は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けません。
エ 回答方法	説明を求めた者に対し、書面により回答します。

(7)設計図書及び仕様書の閲覧等

ア 設計図面及び仕様書(以下「設計図書等」という。)の閲覧

閲覧期間	平成24年11月5日(月)から同年12月11日(火)までの午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時の間、及び市の休日を除きます。)
------	--

閲覧場所	三重県志摩市阿児町鷺方3098番地22 志摩市役所 生活環境部 美化衛生課[市役所2階] 電話 0599-44-0229 FAX 0599-44-5261
------	--

イ 設計図書等の貸し出しを希望する者は、次のとおりとします。

貸出時期	平成24年11月5日(月)から同年12月11日(火)までの午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時の間、及び市の休日を除きます。)
貸出期間	イの の間で3時間とします。(ただし、貸出期間に市の休日は含みません。)
貸出場所	アの に同じです。

(8) この設計図書等に対する質問がある場合には、次のとおり質問書【様式-6】により提出するものとします。

ア 質問の提出

提出期間	平成24年11月5日(月)から同年11月30日(金)までの午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までの間、及び市の休日を除きます。)
提出場所	(7)のアの に同じです。
提出方法	書面は電送(電子メール、FAX等)又は持参によるものとし、電話及び口頭によるものは受け付けません。 なお、電送(電子メール、FAX等)により質問の提出をした場合には、質問書を送付した旨の連絡を 志摩市役所 生活環境部 美化衛生課[市役所2階] 電話 0599-44-0229まで連絡をお願いします。 メールアドレス： bika@city.shima.lg.jp

イ 質問に対する回答

回答方法	電送(電子メール、FAX等)により回答します。なお、電送(電子メール、FAX等)による回答は、平成24年12月7日(金)までに行います。 なお、電送(電子メール、FAX等)による回答が送付されていることを確認するため、回答の送付が確認でき次第、志摩市役所 生活環境部 美化衛生課[市役所2階] 電話 0599-44-0229 まで連絡をお願いします。
------	--

(9) 入札の執行

入札は次に示すほか、志摩市競争入札実施要綱(平成20年志摩市告示第33号。以下「入札実施要綱」という。)等関係法令により行います。

ア 入札方法等

入札執行回数は、1回とします。

落札の決定に当たっては、入札に記載された金額に100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格としますので、入札書に記載する金額は、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載すること。

イ 入札の日時及び場所

入札日時 平成24年12月12日(水)午前11時00分

入札場所 三重県志摩市阿児町鷺方3098番地22

志摩市役所 4階 401会議室

(10) 開札

開札は、(9)のイに掲げる日時及び場所において行うものとします。

5. その他

(1) 入札保証金

免除とします。

(2) 契約保証金

契約保証金は契約金額の100分の10以上とします。

ただし、規則第31条第2項に規定する担保をもってこれに代えることができます。また、規則第32条第1項に規定する要件に該当した場合は、契約保証金の納付を免除します。

(3) 工事費等内訳書の提出

ア 入札に際し、入札書に記載された入札金額に対応した工事費等内訳書の提出を求めますので入札書と同封してください。提出のあった工事費等内訳書が次の各号のいずれかに該当する者の入札については無効とします。また、提出した工事費等内訳書の不明な点を説明しない者は失格とします。

工事費等内訳書を提出しない者

工事費等内訳書の金額と入札金額が一致していないもの

一括値引き、減額の項目が計上されているもの

記載すべき項目が欠けているもの

工事費等内訳書の内訳金額の計算に誤りがあるもの

提出された工事費等内訳書に工事名、業者名の記載のないもの若しくは押印のないもの

又はこれらの判別が不明であるもの

その他不備があるもの

イ 工事費等内訳書は、【様式 - 7】により、すべての欄を埋めることとします。

ウ 工事費等内訳書は返却しません。また、工事費等内訳書の提出については、契約上の権利・義務を生じるものではありません。

エ 工事費等内訳書の差替え、再提出は認めません。

オ その他工事費等内訳書の取り扱いについては、別に定める工事費等内訳書取り扱い要領によります。

(4) 入札の無効等

本公告に示した入札に参加する資格のない者、虚偽の申請を行った者が行った入札並びに入札実施要綱第14条第1項に該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消します。

なお、入札参加資格を確認された者であっても、入札参加資格申請日から開札日（落札者の決定）までの間において、指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けた者及び3の各号に掲げる資格を満たさなくなった者は入札に参加する資格のない者に該当します。

(5) 落札者の決定方法

ア 規則第7条の規定に基づいて決定された予定価格の範囲内において、規則第8条に基づき決定された最低制限価格以上の入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。

イ 落札者となるべき同額の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定します。

ウ 事前に談合情報が寄せられた場合で、入札の結果談合情報どおりとなった場合は、落札決定を保留し、マニュアルに基づく調査を実施します。

(6) 落札の失効

落札者は規則第27条の規定により契約を締結する旨の通知を受けた日から5日以内（ただし、市の休日は除く）に仮契約書を提出しなければなりません。正当な理由がなく仮契約書を提出しない場合は、同条第2項の規定によりその落札者は契約締結の権利を失います。

(7) 本契約の締結

落札決定後、落札者と仮契約を締結し、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年志摩市条例第59号）に基づく志摩市議会の議決を経た後に本契約に移行します。

ただし、落札決定後、会社更生法に基づく更正手続開始の申立てがなされた場合又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされた場合にあつては、当該請負者の施工能力等（施工計

画、資金計画等を含む。)を判断し、発注者はこの契約を解除できるものとします。

また、落札決定後、本契約に移行するまでの間に、志摩市から指名停止措置要綱による指名停止を受けた場合は仮契約を解除する場合があります。

なお、本工事は平成24年度、25年度の継続事業で各年度の支払い限度額は、下記のとおりです。

平成24年度支払い限度額 30,000,000円 (消費税及び地方消費税含む)

平成25年度支払い限度額 全体契約金額(変更契約を締結した場合はその額)から平成24年度の支払い金額を差し引いた額。

(8) 支払条件

ア. 前払金の割合

上記の各年度支払い限度額の10分の4以内の額とします。

イ. 部分払の回数

部分払の回数は、規則第45条に掲げる回数以内とします。

(9) 入札の中止等

談合等により公正な入札の執行ができないと認められるとき、又は、天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を延期又は中止若しくは取りやめることがあります。

(10) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある者は、指定した発注機関に対して苦情申立てを行うことができます。

(11) 火災保険付加の要否

要

(12) その他

ア 入札条件に定める規定により仮契約を解除し、又は契約を締結しない場合、市は一切の損害賠償の責めを負いません。

イ 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

ウ 契約書作成の要否

要

エ 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無

オ 申請書及び添付書類に虚偽の記載をした場合には、指名停止措置要綱により指名停止を行います。

カ 本公告に関する問い合わせ先は次のとおりとします。

三重県志摩市阿児町鶴方3098番地22

志摩市役所 生活環境部 美化衛生課[市役所2階]

電話 0599-44-0229